

公益財団法人広沢技術振興財団

評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程

(平成 29 年 3 月変更後)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人広沢技術振興財団（以下「本財団」という。）の定款第 16 条及び第 33 条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等の支給及び費用の支払いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第 12 条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 評議員及び役員には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

(1) 役員 報酬

(2) 評議員 報酬

2 評議員及び役員には、賞与及び退職手当を支給しない。

3 評議員及び役員から報酬の受取りを辞退する旨の申し出があった場合は、本財団は、報酬を支給しない。

(報酬等の算定方法)

第 4 条 役員に対する報酬の額は、理事会及びこれに準ずる会議（以下「理事会等」

という。)への出席時に日額報酬として1日当たり3万円(源泉所得税控除後の金額)とし、監事については監事監査出席時に日額報酬として1日当たり5万円(同)とする。ただし、同一日に2以上の理事会等に出席した場合は重複して支給しない。

- 2 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席時に日額報酬として1日当たり3万円(同)とする。ただし、同一日に2以上の会議に出席した場合は重複して支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬は、理事会等及び監事監査に出席した都度、支給する。

- 2 評議員に対する報酬は、評議員会に出席した都度、支給する。

- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人からの申し出があったときは、本人の指定する金融機関の口座振込の方法により支払うことができる。

- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 評議員及び役員がその職務の遂行に当たって負担した費用は、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払う。

(公表)

第7条 本財団は、この規程をもって、公益法人認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。ただし、第4条及び第6条の改正規定は、平成29年3月14日から適用する。